

# 定 款

一般社団法人 富岡町観光協会

# 一般社団法人 富岡町観光協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富岡町観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県双葉郡富岡町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、富岡町を中心とする観光の資源及び施設の充実促進を図ることと共に広報宣伝に努め、当法人が行う観光事業を通じて会員の拡大及び地域の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 観光に関する調査研究及び資料の収集・頒布事業
2. 観光施設の運営
3. 観光資源の開発、保存、利用及び指導事業
4. 観光に関する広報宣伝事業
5. 特産品に関する調査研究・商品企画開発及び製造、紹介、宣伝、販売事業
6. 食品、飲料、酒類、雑貨等の製造、販売事業
7. 観光に関する座談会及び展示会の開催事業
8. 観光関係機関その他諸団体との連絡調整及び情報交換事業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、団体又は法人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛助するために入会した個人、団体又は法人
- (3) 名誉会員 当法人に功労があったもの又は学識経験者の中から会長が推薦したもの

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併、譲渡、解散及び残余財産の処分
- (3) 各事業年度の事業計画書・予算書及び決算書の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 会員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、正会員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することが出来る。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めることにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めることにより、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。
- 5 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

- 第36条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

- 第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第39条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

- 第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号については定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金を分配することはできない。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業の円滑な運営を図るために、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項等は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第10章 事務局

### (事務局)

- 第48条 当法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置くことができる。
  - 3 事務局に関する規程等は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 附則

### (特別の利益の禁止)

- 第49条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

### (最初の事業年度)

- 第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

### (委任)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

### (設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

- 第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田205番地

設立時理事及び設立時代表理事 渡 辺 吏

福島県双葉郡富岡町大字小浜字反町14番地1 MDパシフィック101

設立時理事 高 野 剛

福島県双葉郡富岡町小浜432番地1

設立時理事 遠 藤 秀 文

福島県双葉郡富岡町中央二丁目122番地2 3号

設立時理事 遠 藤 一 善

福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央388番地

設立時理事 大 和 田 剛

福島県双葉郡富岡町中央一丁目183番地の1

設立時理事 平 山 勉

福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田275番地  
設立時理事 早 川 恒 久  
福島県いわき市四倉町上仁井田字横川57番地の4  
設立時理事 五 十 嵐 敦 夫  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字上本町363番地の1  
設立時理事 林 千 登 美  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前74番地の2  
設立時理事 渡 邊 雄 一  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚535番地  
設立時理事 堀 本 明  
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作56番地  
設立時理事 猪 狩 憲 一  
福島県双葉郡富岡町中央一丁目80番地  
設立時理事 大 浦 勝  
福島県双葉郡富岡町本町二丁目5番地  
設立時監事 田 中 美 奈 子  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西223番地  
設立時監事 宇 佐 神 幸 一

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田205番地  
設立時社員 渡 辺 吏  
福島県双葉郡富岡町大字小浜字反町14番地1 MDパシフィック101  
設立時社員 高 野 剛  
福島県双葉郡富岡町小浜432番地1  
設立時社員 遠 藤 秀 文  
福島県双葉郡富岡町中央二丁目122番地2 3号  
設立時社員 遠 藤 一 善  
福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央388番地  
設立時社員 大 和 田 剛  
福島県双葉郡富岡町中央一丁目183番地の1  
設立時社員 平 山 勉  
福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田275番地  
設立時社員 早 川 恒 久  
福島県いわき市四倉町上仁井田字横川57番地の4  
設立時社員 五 十 嵐 敦 夫  
福島県双葉郡富岡町大字本岡字上本町363番地の1  
設立時社員 林 千 登 美

福島県双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前74番地の2

設立時社員 渡 邊 雄 一

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚535番地

設立時社員 堀 本 明

福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作56番地

設立時社員 猪 狩 憲 一

福島県双葉郡富岡町中央一丁目80番地

設立時社員 大 浦 勝

福島県双葉郡富岡町本町二丁目5番地

設立時社員 田 中 美 奈 子

福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西223番地

設立時社員 宇 佐 神 幸 一

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

2022年 4 月 20 日

福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田24番地

一般社団法人富岡町観光協会

代表理事 渡 辺 吏

